横浜市行政不服審査会答申 (第77号)

令和元年10月29日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「平成31年度施設・事業利用調整結果(保留)処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

本件は、処分庁が、審査請求人から審査請求人の子(以下「本件児童」という。)を対象児童とする市内の保育所の利用申請(以下「本件利用申請」という。)を受けたのに対し、当該保育所の定員超過を理由として当該申請を保留する平成31年4月18日付け施設・事業利用調整結果保留決定処分(以下「本件処分」という。)を行ったところ、本件処分に納得がいかないとして審査請求人がその取消しを求めた事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が本件利用申請を行った際、窓口において、直近の平成31年2 月及び3月の審査請求人の勤務証明書を提出すれば大丈夫と言われたにもか かわらず、実際にはポイントが足らないと判断されたことは不当である。本 件児童を他の保育園に通わせるとなると審査請求人の職務に支障をきたす。

4 処分庁の主張の要旨

横浜市における保育所等の利用に係る利用調整は、児童福祉法(昭和22年 法律第164号)第24条第3項及び第73条第1項の規定に基づき、「横浜市支 給認定及び利用調整等実施要綱」(平成26年10月10日こ企第580号。以下「本 件要綱」という。)、「横浜市支給認定及び利用調整事務取扱要領」(平成26年 10月14日こ企第581号。以下「本件要領」という。)、「横浜市支給認定及び 利用調整に関する基準」(平成26年10月14日こ企第583号。以下「本件基準」 という。)及びその解釈指針としての「横浜市支給認定及び利用調整に関する 基準の具体的運用について」(平成26年10月14日こ企第545号。以下「本件 運用指針」という。)に沿って行われている。

処分庁がこれらの基準等に従って利用調整を行ったところ、本件児童のランク及び調整指数が、「Bランク」、「調整指数4」であったのに対し、本件児童が申請した保育所について利用が決定した子のうち、最もランク及び調整指数において優先度が低い子のランク及び調整指数は、「Aランク」、「調整指

数 0 (ゼロ)」であったから、本件処分は上記基準に従った適法かつ正当なも のである。

また、ランク等については、あくまでも提出された書類で審査するものであり、相談の際に、大丈夫である等の確定めいた回答は行っていない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「6 判断理由」のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 横浜市における利用調整の仕組みの概要

横浜市は、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項による利用調整について、本件要綱、本件要領及び本件基準を定めるとともに、これらの基準等に関する解釈指針として、本件運用指針を定め、これらの基準等に基づいて利用調整を実施している。

具体的には、本件基準第2項及び第3項において定められているとおり、利用調整は、まず、本件基準別表2「利用調整基準」及び別表2-2「その他の世帯状況」に基づき、当該利用申請の対象児童をランクによって区分し、施設ごとに、利用申請をした者のうち、より高ランクの者から順に優先的に利用を認めることとされており、同じ施設について同ランクの者が複数いるときには、さらに、本件基準別表3「調整指数一覧表」に基づいて付与される利用調整指数によってその者の利用順位を決定することとされている。

(2) 本件児童のランク及び調整指数の認定について

ア 就労日数及び時間の認定方法

本件基準別表2の解釈指針としての本件運用指針、第2の1「父・母が保育できない理由、状況1(1)」の(2)には、ランク認定の前提となる父母の就労日数及び就労時間の認定について、「年度途中利用は利用の2か月前の月末現在で、(省略) 2か月の実績で判断」とある。

この解釈指針については、父母の就労日数及び就労時間の判断に際し、できる限り客観的かつ公平な判断を行うためのものとして適法かつ妥当

な判断指針と認められる。

イ 本件児童のランクについて

上記就労日数及び時間の認定方法を本件児童についてみると、本件児童については、平成31年4月10日付にて本件利用申請が行われているため、年度途中利用の利用申請となり、ランク認定の前提となる父母の就労日数及び就労時間については、利用開始希望日であったところの令和元年5月1日の2か月前の月末である平成31年3月末時点を基準日として、2か月(同年2月及び3月)の実績で判断されることとなる。

そして、本件児童の父及び審査請求人(本件児童の母)の就業証明書によれば、本件児童の父の就労日数及び就労時間は「月 20 日以上かつ就労時間1週 40 時間以上」であるからそのランクはAランク相当となるが、審査請求人(本件児童の母)の就労日数は月 20 日に足らないから、そのランクは「月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上」としてCランク相当となる。

その上で、父母でランクが異なる場合には順位の低いランクが適用されることから、本件児童については父母のランクのうち、より順位の低い審査請求人(本件児童の母)のCランクが適用されることとなるが、そこから、本件は既に兄弟が利用している同一の施設に利用申請をする場合に該当するため、本件児童のランクが1つ上がることとなる(本件基準別表2-2010(7)及び本件運用指針第3010 の頭書き)。

以上から、最終的に本件児童のランクは「Bランク」と認められる。

ウ 利用調整について

上記のとおり、本件児童のランクは「Bランク」と認められるところ、本件利用申請に係る保育所において利用が決定した子のうち、最もランク及び調整指数において優先度が低い子のランク及び調整指数は、「Aランク」であるから、本件児童の調整指数の認定を待つことなく、利用調整の結果、本件児童の当該保育所の利用は認められないこととなる。

(3) その他

審査請求人が本件利用申請を行った際、窓口において直近の平成31年2 月及び3月の審査請求人の勤務証明書を提出すれば大丈夫と言われたにも かかわらず、実際にはポイントが足らないと判断されたことは不当である と主張するが、窓口において職員が断定的な判断を提供したと認めるに足 りる証拠はなく、その他審査請求人の就業に係る不利益を考慮しても、本件において本件処分を違法又は不当として取り消すべき特段の事情は見当たらないと言わざるを得ない。

(4) 結語

以上により、本件処分について違法又は不当な点は見当たらないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和元年6月13日	・審査請求書(副本)の送付及び弁明書の提出等依頼
令和元年7月1日	・弁明書及び証拠書類の受理
令和元年7月3日	・弁明書の送付及び反論書等の提出等依頼
令和元年7月29日	・反論書等の提出について
令和元年9月3日	・審理手続の終結
令和元年9月9日	・審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調査審議の経過
令和元年9月17日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理・調査審議
令和元年10月29日	・調査審議